

## ○沖縄市バス停オーナー等募集要領

(平成 30 年 6 月 29 日決裁)

改正 令和元年 8 月 8 日決裁 令和元年 9 月 12 日決裁

令和 2 年 9 月 23 日決裁

第 1 条 この要領は、モータリゼーションの進展による公共交通事業者の路線の撤退とそれに伴う公共交通空白地域の拡大、並びに、超高齢化社会の進展による交通弱者の増加と生産年齢層の減少による税収の減少を見据え、市民生活の足となる沖縄市循環バス（以下「循環バス」という。）を官民協働により安定的、持続的に運行していくため、企業、事業所等（以下「企業等」という。）によるバス停オーナー及び循環バス車外・車内広告（以下「バス停オーナー等」という。）の募集手続等について定めるものとする。

第 2 条 バス停オーナー等に申し込もうとする企業等は、沖縄市バス停オーナー等申込書（別紙 1）により市長に申し込まなければならない。

第 3 条 市長は、前条の規定により申し込みを受けたときは、バス停間隔や安全性、利便性等を考慮し、第 5 条に基づきバス停オーナー等の可否を決定する。決定の可否については、沖縄市バス停オーナー等承諾通知書（別紙 2）により通知するものとする。

第 4 条 バス停オーナーを申し込むことができるものは、循環バスの路線の沿線で業を営む医療施設、商業施設、金融機関など、市民生活の利便が図れる企業等とする。ただし、以下に定める業種又は企業等の広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いのあると認められる事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) その他、広告掲載事業者として選定することが適当でないと市長が認めるもの

2 循環バス車外・車内広告に申し込むことができるものは、原則として市内に事業所等を有する企業等とし、広告掲載しない業種又は企業等は前項と同様とする。

第 5 条 バス停オーナー等に掲載できる広告内容は、以下に該当しないものとする

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (5) その他、広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

第 6 条 バス停オーナー等の協力金の額、広告媒体内容は、下表のとおりとする。

|          | 協力金の額                | 広告媒体内容等  |
|----------|----------------------|--|
| バス停オーナー  | 180,000 円<br>／年間 1 基 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全世帯に配布するバスマップにバス停オーナー名称を掲出。</li> <li>・市のホームページにバス停オーナーの紹介ページを掲出。</li> <li>・車内放送でオーナーバス停名称及びPRのアナウンス。</li> <li>・オーナー名称を付したバス停の作成・設置及び管理は市が負担。</li> </ul>  |
| 循環バス車外広告 | 120,000 円<br>／年間 1 枠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環バス車外に企業等名称を掲出（200mm×600mm を基本とした 1 枠 0.12m<sup>2</sup>）。</li> <li>・市内全世帯に配布するバスマップに企業等名称を掲出。</li> <li>・車外広告の作製、掲出及び撤去に要する費用は、市が負担。</li> </ul>  |
| 循環バス車内広告 | 36,000 円<br>／年間 1 枠  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環バス車内に企業等名称を掲出（297mm×420mm を基本とした 1 枠 0.12m<sup>2</sup>）。</li> <li>・車内広告の作製に要する費用は、広告掲載者が負担し、掲出及び撤去に要する費用は、市が負担。</li> <li>・掲出場所は、月毎に変更する。</li> <li>・掲出期間の途中において、広告内容の変更することができる。ただし、1 枠あたり月 1 回まで。</li> <li>・原則年間契約とする。ただし、空き枠がある場合は、年度途中からの契約が可能。</li> </ul> |

第 7 条 協力金は、原則、市の指定する日までに市の指定する口座に一括して振込むものとする。ただし、企業等の事情により、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

2 振込手数料は、企業等の負担とする。

第 8 条 広告期間は、申し込みをした日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、日曜・祝日や年末年始等の循環バスの運休、法定点検、修繕等による代車運行の日数は除くものとする。

第 9 条 広告内容に関しては、市は一切の責任を負わず、苦情等については、広告掲載者が責任を持って誠実な対応をとるものとする。

第 10 条 第 3 条で決定の通知をうけたバス停オーナー等は、第 6 条の項目の作製にかかる資料等を、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

第 11 条 この要領に定めのない事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 8 日決裁)

この要領は、令和元年8月8日から施行する。

附 則(令和元年9月12日決裁)

この要領は、令和元年9月12日から施行する。

附 則(令和2年9月23日決裁)

この要領は、令和2年9月23日から施行する。

別紙1(第2条関係)

沖縄市バス停オーナー等申込書

[別紙参照]

別紙2(第3条関係)

沖縄市バス停オーナー等承諾通知書

[別紙参照]